


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則に定める負担上限額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確法施行令」という。）に準拠しているところである。</p> <p>高確法施行令が平成30年8月に一部改正され、本事業は翌年8月以降に自己負担上限額を改定することとしていることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 外来（個人ごと）について、月の負担上限額を14,000円から18,000円に改正する。</p> <p>(2) 施行日 令和元年8月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東京都の制度に則り、適正な制度運営を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成31年3月 東京都ひとり親家庭等医療費助成要綱一部改正</p> <p>令和元年5月 東京都福祉保健局保険政策部医療助成課主催の事務説明会</p> <p>令和元年6月中旬 文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。